

第2章 男女共同参画社会の実現のために

目標 I 男女の人権が尊重される社会の実現

基本的人権の尊重は、憲法で保障され、男女共同参画社会形成の最も基本となるものです。

人はみな個人として尊重され、性別、年齢、人種、障害の有無などにより、いかなる差別を受けることや行うことも許されません。

しかしながら、わが国の社会制度や長く続いた慣行のために、人々の意識の中には、性別による固定的な役割分担意識がいまだに存在し、男女共同参画を阻害する大きな要因となっています。

また、家庭内での夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメント、情報伝達媒体（メディア）における性の商品化など、女性に対する人権や平等権の侵害が数多く見受けられます。

このような状況下にあって、男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに性別による差別を受けることなく、お互いに人権を尊重し合いながら、ジェンダーにとらわれない考え方や行動を身に付け、それぞれが社会の一員として責任を担い合っていく必要があります。

1. 意識変革のための普及啓発活動の推進

長い歴史の中で培われた人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、いまだに男女の固定的な性別役割分担意識が残っており、この意識は男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、何よりも市民一人ひとりが、男女共同参画を自分自身の生き方に関わることとして、主体的に考え、行動することが求められており、男女平等意識の市民への浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、意識を変革していくことが重要です。

そのためには、情報の収集・提供や啓発活動を積極的に推進していかなければなりません。

女性に関する言葉のうち見聞きしたことのあるもの	
男女雇用機会均等法	70.9%
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	40.0%
女子差別撤廃条約	37.7%
男女共同参画社会	24.7%

見たり聞いたりしたものはない	16.6%
家族的責任条約	6.5%
無回答	6.9%
ジェンダー	6.1%

資料: 登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(1) 広報・啓発活動の充実

人権の尊重や男女平等の意識を醸成するための啓発を行うとともに、男女共同参画社会基本法を始めとする法体系の周知を図ります。

【施策の方向】

- ①男女共同参画社会基本法や北海道男女平等参画推進条例など関係法令への理解を深めるための取り組みを推進します。
- ②男女共同参画意識の高揚を図るため市民団体等と連携し、啓発活動や学習機会の充実に努めます。
- ③男女共同参画に関する講演会、講座、学習会、パネル展示の充実に努めます。
- ④インターネット、パンフレット、リーフレット、情報紙などを活用した啓発活動を推進します。

(2) 情報収集・提供の推進

男女共同参画に関する理解を深めるためには、その基礎となる情報や資料の収集整備を行い、市民や各種団体等に対して情報提供を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ①男女共同参画や女性に関する図書・ビデオ・資料などの収集と提供に努めます。
- ②広報紙やホームページを活用した情報提供の充実に努めます。
- ③男女共同参画に関する情報を提供するためのパンフレットやリーフレットを作成します。

(3) 実態調査の実施

男女共同参画に関する各種調査を実施し、現状の把握に努める必要があります。

【施策の方向】

- ①男女共同参画に関する市民意識調査に取り組みます。
- ②企業や各種団体における方針決定等の女性参画の状況調査に取り組みます。

(4)市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備

男女共同参画に関する取り組みの強化を図るためには、市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備を行う必要があります。

【施策の方向】

- ① 市民団体の育成に努めます。
- ② 活動拠点のあり方について検討を行います。

2. 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進

教育や学習は、人間形成の基礎を築く大切なものであり、自立意識の確立やお互いの生き方を尊重する心を育む上でも、重要な役割を果たしています。

家庭では、子どもに対する期待が大きく「男の子らしさ」、「女の子らしさ」という性別に基づくしつけが行いがちであり、これが、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識につながる要因になっています。

家庭教育は、学校や地域社会での活動にも影響を与えすべての教育の出発点であり、そのことから個人の尊重、男女平等の視点に立った性別にとらわれない子育てをする必要があります。

また、学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えることから、人権の尊重や男女平等の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

社会においても、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していけるよう、女性のエンパワメントや男性が男女共同参画について理解を深めることができるよう生涯学習の充実を図る必要があります。

(1)家庭における男女平等の推進

次世代を担う子供達に個人の尊重や男女平等の意識を醸成できる家庭教育が行われるよう、次に掲げる施策の方向に沿った取り組みを推進します。

【施策の方向】

- ①男女平等の視点に立った家庭教育のための情報の収集と提供に努めます。
- ②家庭で利用できる男女共同参画に関する資料の作成に取り組めます。
- ③家庭における男女平等意識の形成のための啓発活動と学習機会の提供に努めます。
- ④家事・育児・介護は男女が共同で担っていくという意識を醸成する取り組みを推進します。
- ⑤家庭での教育力向上のために家庭教育学級での学習会活動を支援します。

子どもの性別しつけの是非	
ある程度区別して育てるほうが良い	44.9%
あまり区別しないで育てる方が良い	32.0%
区別しないで育てるべきである	11.3%
分からない	4.0%
無回答	4.0%
区別して育てる方が良い	3.6%

資料: 登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(2)学校における男女平等の推進

学校教育の場における男女平等の推進を図るための取り組みを行います。

【施策の方向】

- ①性別にとらわれない男女平等教育観に立った指導の拡充を図ります。
- ②学校教育に携わる教職員に対して、人権の尊重や男女共同参画に関する研修等の機会を設け、意識の高揚を図ります。
- ③児童、生徒を対象とした男女共同参画に関する図書の購入や教材の作成に取り組めます。
- ④男女平等の教育観に基づいて家庭生活に必要な知識や技術を習得させるために家庭科教育の充実に努めます。

(3)保育所や幼稚園等における男女平等の推進

幼少期は、環境や教育による影響を受けやすいことから、保育所や幼稚園においても人権の尊重や男女平等意識の形成に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ① 保育所や幼稚園など、幼児教育の場で、性別による分け隔てのない保育や教育を推進します。
- ② 男性の保育士の拡大を図ります。
- ③ 男女平等に関するカリキュラムの充実に努めます。

(4)生涯学習や社会教育における男女平等の推進

人生の様々な時期に自分の意思で色々なことを学ぶ生涯学習は、男女がともに豊かな人生を送るため、今後ますます重要になってきます。

女性が人生観に基づいて、生き生きとした豊かな生活を送られるようにするためにも、また、男性が家事や育児、介護などを女性とともに担えるようにするためにも、生涯学習や社会教育の場で、男女共同参画の視点に立っての総合的な学習の機会が提供されることが大切です。

【施策の方向】

- ①生涯学習や社会教育の場の活用を図るため、インターネットや情報誌による情報提供に努めます。
- ②女性のエンパワーメントが図られるよう学習機会の充実に努めます。
- ③婦人短期大学やときめき大学などにおいて男女共同参画の視点に立った学習機会の提供に努めます。
- ④生涯学習の拠点としての婦人研修の家、公民館、図書館などの充実、整備に努めます。
- ⑤地域の大学等と連携した多様な専門的学習の機会の確保に努めます。
- ⑥家事、育児、介護などの生活技術を習得できる機会の確保に努めます。
- ⑦スポーツ団体や文化団体との連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めます。

3. 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止

暴力は、その対象を問わず、決して許されるものではありません。女性への暴力による権利侵害は、職場や地域などで行われるセクシャル・ハラスメントや家庭内での配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為、児童、少女などを含めた売買春、性の商品化などが顕在化しています。これらの女性に対する暴力や権利侵害を、家庭、学校、職場、地域から根絶する取り組みを行っていく必要があります。

また、特に情報化社会では、情報伝達媒体(メディア)から人権の侵害や固定的性別役割分担の押し

付け、性暴力の肯定、性の商品化などを排除する能力を身に付けていく必要があります。

女性の人権が尊重されないと感じること	
職場における差別待遇	46.6%
男女の役割分担の押し付ける	42.1%
家庭内における夫からのパートナーに対する暴力	36.0%
職場におけるセクシャル・ハラスメント	34.8%
売春・買春	26.3%
女性などのヌード写真などを掲載した雑誌新聞	17.8%
女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を内容に関係なく使用した広告	17.8%
女性の働く風俗営業	14.6%
分からない	11.3%
無回答	4.0%

資料：登別市「男女平等についての意識調査」（平成 10 年）

（1）女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進

ストーカー行為や売買春、性の商品化などが女性に対する権利侵害であることを社会全体が認識し、女性の人権が確保されるよう、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づき配偶者からの暴力が根絶されるよう、関係機関との連携の強化に努めます。

【施策の方向】

- ①家庭内での配偶者からの暴力を防止するため広報紙などの様々な媒体を活用しDV防止法の周知を図ります。
- ②配偶者からの暴力による被害者に対する支援体制や相談窓口の周知や充実・強化を図ります。
- ③配偶者からの暴力による被害者からの相談に迅速に対応できるよう「北海道立女性相談援助センター」、「北海道警察」などの関係機関や民間シェルターとの連携の強化を図ります。

- ④相談業務を行っている職員を対象にDV防止法に基づき必要な研修を実施します。
- ⑤民間シェルターに対する財政的支援等に努めます。
- ⑥ストーカー行為や売買春、性の商品化など、女性の人権侵害防止のための様々な啓発活動を推進します。

(2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

セクシャル・ハラスメントは、女性に対する人権侵害であるとともに職場や社会における女性の活動を妨げる要因にもなっていることから、これを防止するための取り組みを推進します。

【施策の方向】

- ①性の商品化や情報伝達媒体からの有害な情報などセクシャル・ハラスメントを誘発する要因を除去するための取り組みを推進します。
- ②セクシャル・ハラスメントを防止するための啓発資料の作成に努めます。
- ③セクシャル・ハラスメントを防止するため様々な媒体、機会を通じた啓発活動を推進します。

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

日本においては、これまで、男性優位の社会構造であったことから、女性の社会進出が進んできた現在においても、政策・方針決定の場への女性の参画が極めて少ない状況にあります。

家庭では、依然として固定的な性別役割分担意識があり、家事、育児、介護などについて多くは女性が担っており、また、少子高齢化や核家族化の進展から、さらに負担が増大しています。これらの負担の片寄りを無くすることについては、家庭はもとより男女がともに担う必要があるほか、地域社会全体で取り組むことが望まれています。

一方、これまで仕事優先で地域との結びつきが少なかった男性も地域活動に参加し、地域との連携を強めることが、豊かな社会を築くうえにおいて求められており、それには、男女共同参画社会実現に向けての社会構造の変革が特に重要であります。

そのためには、行政や企業、団体などの政策・方針決定の場に、多くの女性が参画する積極的な取り組みを進めることが必要となっています。

また、わが国の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して進められていることから、国際社会の一員としての男女共同参画を推進する必要があります。

1. 政策・方針決定の場への参画の促進

政策・方針決定の場への女性の参画は、これまで十分とは言えない状況にあり、登別市においても、審議会等の委員に占める女性の割合は、平成14年4月1日現在で28パーセントに止まっています。また、管理職に占める女性の割合も1パーセントと極めて低い状況にあります。

多くの女性が個性と能力を発揮し、政治、経済、社会などのあらゆる分野で政策・方針決定の場に参画していくための積極的な取り組みを推進していく必要があります。

女性が政策・方針決定過程へ参画することの阻害要因	
女性側の意識が十分でない	43.7%
女性の能力開発の機会が不十分である	43.3%
職場で女性が企画や方針決定できる部署についていない	41.7%
結婚と出産によって女性の家事労働の負担が多すぎる	35.6%
女性の意見が反映されない	29.6%
同姓である女性の応援が少ない	22.7%
家族の支援、協力が得られない	15.8%
無回答	6.9%

資料：登別市「男女平等についての意識調査」(平成10年)

(1) 各種審議会等への女性の登用の促進

行政における政策・方針決定過程への女性の参画を図るため審議会等の委員への女性の登用を促進します。

【施策の方向】

- ① 審議会等の委員に占める女性の割合を、平成19年度末までに35パーセント以上にします。また、平成24年度末までにいずれかの性が40パーセントを下回らないようにします。
- ② 審議会等委員への女性の登用を促進するための人材の育成に努めます。

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

企業や各種団体の方針決定等に女性の参画を促し、さらに機会の拡大に向けて女性自らもエンパワメントに努める必要があります。

【施策の方向】

- ①企業や各種団体の方針決定等に女性の参画の啓発に努めます。
- ②市における女性職員の採用職種や職域の拡大に努めるとともに、管理監督者への登用を図るために人材育成に努めます。
- ③女性自身が力をつけるため、積極的に研修への派遣、受講機会の拡充に努めます。

2. 地域活動における男女共同参画の促進

明るく豊かな地域づくりやまちづくりを進めるためにも、また、個人が地域のなかで充実した生き方をするためにも、地域の人々とともに地域活動に参画していくことが求められており、そのためには、仕事をしている人も子育てや介護をしている人もすべての人が地域活動に参加できるしくみづくりが必要です。

(1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進

地域活動に対する男女の積極的な参画を促進するための意識づくりに努めます。

【施策の方向】

- ①地域活動団体やボランティア団体に関する情報をいつでも、だれでも利活用できるよう、これらの情報の収集と提供に努めます。
- ②インターネットや、講演会の開催など様々な手段や機会を活用した普及、啓発活動を推進します。
- ③地域活動指導者の養成をするために研修等の機会の提供に努めます。

(2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進

地域活動を活発化させるために多くの人が参画できる環境の整備を促進します。

【施策の方向】

- ①個人や団体が取り組む地域活動の活発な参画を図るために支援します。
- ②預かり保育の充実などにより地域活動に参加できる体制の整備を図ります。

- ③活動団体に関する情報の収集・提供と人材の交流を促進します。
- ④活動の拠点となる公共施設の利用の拡大と計画的な整備を推進します。
- ⑤積極的な地域活動が行えるよう企業等への情報提供を行います。

3. 家庭における男女共同参画の促進

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識により、家事、育児、介護などはこれまで、その大半を女性が担ってきており、そのために女性が働きつづける意思があっても仕事を断念することも少なくありません。

本来、家事、育児、介護などは、男女がともに担う責任があり、男性が参画することによって負担が女性に片寄らず、男性の生き方も広げることにつながります。

男女平等の観点に立って、家族がお互いに尊重し合い家事、育児、介護などを担い合うことにより、ゆとりある豊かな家庭生活を送ることが大切です。

男性が家事、子育て、教育等に参加するために必要なこと	
男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改める	43.7%
労働時間短縮や休暇制度を普及させる	35.6%
男性の企業中心の生きかた、考え方を改める	29.6%
企業中心という社会全体の仕組みを改める	29.1%
夫婦間で家事などの分担をするように十分話し合うこと	27.1%
男性が家事などに参加することに対する抵抗感をなくす	26.3%
家事など男女で分担するようにしつけや育て方をする	17.4%
男性の女性問題に対する関心を高める	13.8%
仕事と家庭の両立などの問題について相談窓口を設ける	10.9%
無回答	5.3%
わからない	4.5%
その他	0.8%

資料：登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(1) 家庭生活への男性の参画促進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護などの参画促進に努めます。

【施策の方向】

- ①家事、育児、介護などを男女がともに担う意識づくりのための啓発活動を推進します。
- ② 男性が、家事、育児、介護などを担えるための講演会や学習会等の場の提供に努めます。
- ③男女がともに職業生活と家庭生活を両立するために、法定労働時間の遵守や完全週休2日制の適用拡大の啓発に取り組みます。
- ④育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる意識づくりに向けて普及促進を図ります。

4. 国際交流の推進

国際化が進む中で、多様な文化を擁する世界各国の取り組みについて理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚豊かな人材の育成や、外国人との交流を積極的に図る必要があります。

(1) 先進的な国との交流促進

登別市は、国際社会の一員として、これまで男女共同参画の先進国であるデンマークとの交流を深めてきており、また、国際観光レクリエーション都市を目指していることから、世界の様々な国との交流も進めながら男女共同参画を促進する必要があります。

【施策の方向】

- ①男女共同参画に関する諸外国の状況や国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。
- ②国際的な視点での学習機会を確保し、人材の育成に努めます。

(2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進

様々な機会を通じて、市内や近郊に居住する外国人と男女共同参画に関して意見や情報の交換を行うため、積極的な交流を促進する必要があります。

【施策の方向】

- ① 市内の国際交流関係団体などが行う講座などにおいて、男女共同参画に関する意見や情報の交換を行います。

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現

男女平等を定めた憲法のもとでは、当然、雇用の場においても男女平等が実現されていなければなりません。固定的な性別役割分担意識から、女性は、就職しても出産や育児、介護を機会に退職を余儀なくされ、また、男性との間には、雇用条件、賃金、昇進などで格差があります。男女の年齢階級別の労働力率を見ると、男性は台形型であるのに対し、女性は30歳代前半を谷とするM字型曲線に描かれています。

また、女性の雇用形態は、「市民意識調査」においても、男性の大半が常勤労働であるのに対して、女性は、パートタイマーが常勤を上回っており、そのために雇用条件も不安定なものとなっています。

女性が男性と同様に自分の意思で働きつづけることは、経済的自立や能力の発揮にもつながり、またそれらは生き生きとした生活を送りつづけるための基本となるものであり、そのためにも、雇用の場における女性への差別の撤廃などを目的とした「男女雇用機会均等法」や、育児や介護のために退職することなく、引き続き安心して働き続けることを目的とした「育児・介護休業法」を遵守することは、男女共同参画社会の実現に不可欠であります。

このことから今後は、これらの法の趣旨が徹底されるよう取り組みを進めるとともに、女性に対する職業能力の開発や就業に関する情報の提供、農林水産業や商工業などの自営業に従事する女性に対しても様々な取り組みを行い、男女ともに職業生活と家庭生活を両立していくことができる社会を築いていくことが大切です。

1. 女性が安心して働き続けることのできる社会の実現

女性が自らの意思で安心して働き続けるには、男女共同参画の理念に基づく就労環境の整備が必要です。そのためには、雇用の場での男女平等を確立するとともに、職業生活と家庭生活を男女がともに協力しながら両立させていくことが大切です。

既婚女性が働くことによる長所		既婚女性が働くことによる短所	
家計にゆとりができる	40.5%	妻が忙しすぎて時間的余裕がない	24.3%

妻が社会とのつながりをもてる	24.3%	家事が手抜きになる	20.2%
妻の能力や知識が生かせる	15.4%	妻が仕事と家事の負担でイライラする	16.2%
妻が自立できる	5.7%	子どもに悪い影響がある	8.5%
夫と妻が対等になれる	4.5%	近隣や友人との付き合いが十分にできない	6.9%
無回答	3.6%	収入に比べ出費が多くなる	6.5%
長所はない	1.6%	夫にしわ寄せがいく	5.7%
子どもに良い影響を与えられる	0.8%	短所はない	5.3%
その他	0.8%	無回答	4.5%
		その他	2.0%

資料：登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進

雇用の場における男女平等を確立するためには、憲法をはじめ男女雇用機会均等法等の法制度の啓発活動を推進するとともに、女性の就業を支えるための職業生活と家庭生活の両立が図られるための取り組みを推進する必要があります。

また、働く権利を侵害するセクシャル・ハラスメントを防止するための啓発活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

- ①雇用の場における男女平等を確立するための企業や団体に対する情報の提供を推進します。
- ②職場における男女平等意識を確立するため、固定的性別役割分担意識の解消を図る取り組みを推進します。
- ③庁内における男女平等意識を確立するため、固定的役割分担意識の解消を図る取り組みを推進します。
- ④募集、採用、配置、昇進などについての男女平等を確立するため、男女雇用機会均等法の周知を図る取り組みを推進します。
- ⑤育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる意識づくりに向けて普及促進を図ります。
(再掲)
- ⑥市職員の男女いずれもが育児・介護休業制度を積極的に利用できる意識づくりに向けて普及促進を図ります。
- ⑦男女ともに職業生活と家庭生活を両立するために、法定労働時間の遵守や完全週休2日制の適用

拡大の啓発に取り組みます。(再掲)

- ⑧職場におけるセクシャル・ハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。
- ⑨庁内におけるセクシャル・ハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。

(2) パートタイム労働者の権利確保のための環境整備の促進

パートタイム労働が社会経済に果たす役割の大きいことを踏まえ、女性の多くが占めるパートタイム労働者の労働条件や労働環境の整備を図る必要があります。

【施策の方向】

- ①パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実などを図るため、パートタイム労働法の普及啓発を推進します。
- ②企業等に対し、パートタイム労働法への理解と協力を得るための啓発活動を推進します。

(3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進

農林水産業や商工業などの自営業に従事する女性の不規則な就労形態の解消や経営の方針決定過程に参画する取り組みを進めることが大切です。

【施策の方向】

- ① 定期的休業の確保など就業環境改善のための普及啓発に努めます。
- ② 農林水産業や商工業などの自営業者を対象に、男女で担う家庭責任についての啓発に努めます。
- ③自営業の経営に女性の参画を進めるよう関係者に理解と協力を働きかけるとともに、農業においては、女性の役割を明確にする家族経営協定の普及に努めます。

2. 女性の職業能力の開発向上・再就業の促進

職場における男女平等を確立するためには、これまでの固定的な性別役割分担によることなく、女性の職域の拡大が必要です。そのためには、女性自身が教育、訓練、研修などによりその能力の開発・向上を図ることが求められています。

また、女性が育児や介護を終えた後、再び就業しようとする場合に必要とする技術や能力の開発などには、関係機関と連携した取り組みが大切です。

女性が職業持つことについて	
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ	55.9%
子どもができて、ずっと職業を続ける方が良い	13.8%
その他	9.7%
結婚するまでは、職業を持つ方が良い	6.1%
子どもができるまでは、職業を持つほうが良い	5.7%
女性は、職業を持たない方が良い	2.0%
無回答	2.0%

資料：登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(1)就業に関する能力開発のための環境整備の促進

女性が就業する際には、企業等がこれまでの固定的な役割分担意識を解消し、採用する職域の拡大に努めるとともに、女性自らが職域の拡大にかかわる能力開発等を図ることのできる環境整備の促進に努める必要があります。

【施策の方向】

- ①女性の就業拡大に向け、職業意識の向上や能力開発のための知識や技能を習得するための講習会等の充実に努めます。
- ②関係機関などが実施する職業能力の開発・向上のための講座やセミナーなど に関する情報の提供に努めます。

(2)女性の再就業に関する情報の提供

一度退職した女性の再就業などを促進するために能力開発や、職業訓練の場の提供を図る必要があります。

【施策の方向】

- ①出産、育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため公共職業安定所、その他職業紹介事業者等の関係機関と連携を図りながら必要な情報の提供に努めます。

(3)起業家を目指す女性への支援

女性の社会進出の進展に伴い起業家を目指す女性が増加しています。女性による起業は、女性の社会的、経済的基盤の強化につながることから、情報の提供などの支援に取り組みます。

【施策の方向】

- ①中小企業への融資制度や助成制度などの周知を図ります。
- ②起業に関する講座やセミナーなどの情報の提供に努めます。

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

人は全て、その生涯を健康的に送る権利を有しています。

特に女性は、妊娠、出産など生命を次の世代に引き継ぐための母性機能という大切な役割を担っていることから、生涯の様々な時期に女性特有の健康問題を抱えることになり、女性にとって健康を維持することは、重要な課題です。

このため、社会全体で母性の尊重と保護を図るとともに、女性自らが、主体的に健康を管理していくことが求められています。

また、女性の社会進出の進展や価値観の多様化などにより、様々なライフスタイルが生み出されている中で、健康的な生活を生涯にわたって送るには、個性を重んじるライフスタイルの確立が必要であり、そのためにも、多様なニーズに応じた子育て支援や介護体制の整備が求められています。

1. 全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するにあたっての前提といえます。中でも、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しております。このため、女性自身が自らの身体について自己管理ができるよう正しい知識や情報を得ることや認識を深めることが重要です。

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱され、1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で、女性の人権の重要な一つとして位置付けられました。女性の健康づくりには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点が必要であり、生涯を通じた健康を支援する取り組みが必要です。

また、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加傾向にあることから、介護負担が女性だけ

に集中することなく、社会全体で支え合っていかなければならない重要な課題です。

(1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進

女性が生涯にわたって健康的に過ごすためには、自分の健康は自分で守るという意識を高めるとともに、男性とは異なる健康上の問題の重要性について、広く社会全体で認識する必要があります。また、女性特有の病気や症状への対応には、プライバシーに配慮した保健・医療サービスが求められます。

このため、健康づくりのための意識の啓発や正しい知識の普及啓発を図る必要があります。

【施策の方向】

- ① 女性のための検診内容や保健予防活動の充実を図ります。
- ② 妊婦や乳幼児に対する訪問、相談、健診内容の充実を図ります。
- ③ すこやかマタニティ教室での父親の育児参加を促進します。
- ④ 若い世代に向けてメディアの一方的な性情報に流されないようにするため、性についての正確な情報の提供に努めます。
- ⑤ 働く女性の健康管理の促進に努めます。
- ⑥ 健康に対する自己管理の意識づくりと正しい知識の普及を図るための講座などを開催します。
- ⑦ 女性の健康をおびやかすHIV／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。
- ⑧ ライフサイクルに応じた女性の健康問題に気軽に対応できる相談体制や情報の提供に努めます。
- ⑨ プライバシーに配慮した保健・医療サービスを関係機関に要請します。

(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の考え方の普及促進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の考え方には、「いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」などを、女性自身が女性の権利として決定することなどが含まれています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点にたった健康づくりの支援の取り組みを推進します。

【施策の方向】

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての講演会や講座などを開催します。
- ② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する資料や情報を収集し提供します。
- ③ 性の尊重や母性の重要性についての啓発を推進します。

(3) 全ての人が安心して暮らせる介護体制の整備

平成10年7月に市が実施した高齢者等実態調査の介護の状況によると、主な介護者の性別は女性が78.9%と圧倒的に多く、家庭での介護は家事や育児とともに女性への役割として固定化しており、そのことが女性の社会進出にとって大きな阻害要因になっています。

女性が男性とともに社会のあらゆる分野に参画し、就労や社会活動を続けるためには、家庭での介護は、男女がともに担うことはもとより、全ての人が安心して暮らすには、介護を社会全体で担う(介護の社会化)体制づくりが必要です。

【施策の方向】

- ①関係機関と連携しながら、企業や労働者へ介護休業制度の周知や啓発に努めます。
- ②男女がともに家庭責任を担えるよう労働時間短縮の要請に努めます。
- ③男性の介護への参加を促進するための啓発に努めます。
- ④介護を社会全体で担うよう啓発を行うとともにマンパワーの養成と確保に努めます。

(4) 総合的な環境保全対策の推進

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の増大、水質汚濁や大気汚染など、使用エネルギーの増大などにより、地球温暖化や酸性雨など地球規模での様々な環境問題が生じています。

また、ダイオキシン類や外因性内分泌かく乱物質いわゆる環境ホルモンなどの化学物質により、人間の健康を蝕むだけではなく、「羊水の汚染」や「精子の減少」、「生殖機能の低下」など生態系への影響も懸念されています。このような中で、女性の権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを守るためには、市民一人ひとりが現実を認識し、地域におけるリサイクルの推進や家庭におけるライフスタイルの見直しなど、環境保全に向けた取り組みが必要です。

【施策の方向】

- ①環境保全への意識を普及するための啓発活動に努めます。
- ②家庭や地域におけるリサイクルや環境保全活動を支援します。

2. 子育て支援体制の充実

これまでの「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識から、子育てもその多くを女性が担ってきましたが、近年、女性の生き方の多様化や少子化、核家族化の進展などにより子育ての環境

が大きく変化してきています。

さらに、大量情報伝達媒体(マスメディア)からの情報が氾濫する一方で、これまでの地域や家族の中で受け継がれてきた子育てに関する知識や経験が新たな子育ての世代に引き継がれなくなったことなどもあり、子育てに対して不安を感じている女性も少なくありません。これを改善していくためには、男女がともに子育てに対する責任を担い合うとともに、子育てに関する相談体制や支援などの充実を図っていく必要があります。

また、仕事を持っている女性が、子育ての期間中も働きつづけることができるためには、家庭における男性との責任の分かち合いや保育体制の充実などを図っていく必要があります。

共働き家庭での家事や育児の役割分担	
どちらでも手の空いている方が家事や育児をする	45.7%
家事や育児は主として女性が行い、男性は手伝う程度でよい	31.6%
男女とも同じように家事や育児を行う	14.6%
わからない	2.8%
無回答	2.4%
男性は家事や育児をしなくても良い	0.8%

資料: 登別市「男女平等についての意識調査」(平成 10 年)

(1) 保育サービスの環境整備の促進

現在、市内には保護者が仕事などにより保育に欠ける乳児、幼児を入所の対象としている保育所が7箇所あり、障害児保育や延長保育などとあわせた多様な保育サービスを提供しています。

今後は、働く女性の増加や就業時間の多様化などの保育に対する様々な需要に対応するため、保育サービスにおける環境整備を促進する必要があります。

【施策の方向】

- ①乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育、一時保育などのニーズに合わせた保育の充実を図ります。
- ②広域保育の充実に努めます。
- ③保育所の施設整備と適正配置に努めます。
- ④世代間交流、異年齢交流、あそびの広場などの特別保育科目の充実に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備

男女が仕事と子育てを両立するためには、例えば急な残業などの時に保育所の送り迎えが困難なときその手助けをしてくれるファミリーサポートセンターなどとの相互援助活動が大切です。

また、就学児童に対しての児童館活動や放課後児童クラブの活動などによりその健全育成を推進することも大切です。

【施策の方向】

- ① 仕事や家事をしながら子育てを行っている人の社会参加を促進するためファミリーサポートセンターなどの充実を図ります。
- ② 児童館の整備や活動内容の充実を図ります
- ③ 放課後児童クラブの設置の促進と活動の充実を図ります。

(3) 子育てに関する相談支援体制の整備

これまで、子育てに関する相談・助言・指導を行うとともに保護者同士の交流や情報交換を図るため、子育て支援センターを整備するなどの取り組みを行ってきました。

今後とも、子育てについて不安や悩みを持つ保護者に対する相談支援体制の整備や子供たちがのびのび遊ぶことの出来る環境の整備など、子育てに対する支援体制の一層の整備拡充を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 子育て支援センターの機能の充実に努めるとともに、登別地区・鷺別地区への整備の拡大を図ります。
- ② 児童館や公園など子供たちがのびのびと遊ぶことのできる環境の整備に努めます。
- ③ 子育てに関する相談、支援に対応するため保育所、児童館、子育て支援センターなどの子育て支援機関の連携の強化を図ります。